Summer Fancy Food Show 2026 ジャパンパビリオン 出品案内書

■■ 申込締切:2025年12月8日(月) ■■

米国・ニューヨークで毎年開催される「Summer Fancy Food Show 2026」は、米国東海岸最大級の高級食品見本市で、情報の発信都市ニューヨークで開催されることもあり知名度も高く、北米市場での販路開拓を目指す方にお勧めの見本市です。本見本市にジャパンパビリオンを設置し、日本産農水産物・食品の米国市場への販路開拓・拡大を目指します。

本事業は農林水産省補助事業です。

見本市について

全体概要

- 1. 会 期:2026年6月28日(日)~6月30日(火)
- 2. 会 場: Jacob K. Javits Convention Center (米国・ニューヨーク)
- 3. 主 催:Specialty Food Association, Inc.
- 4. 主催者ウェブサイト: https://www.specialtyfood.com/fancy-food-shows/summer/
- 5. ジャパンパビリオン概要:
 - 会期と会場:同上
 - 規 模:3,400 平方フィート(約316 ㎡) 1 小間 9 ㎡程度(予定) *34 小間(うち、企業ブース32 小間程度)※今後変更の可能性有り
 - 主 催:独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

出品料(詳細は8ページをご確認ください)

- 1. 一般料金:1 小間 89 万円(1 小間 100 平方フィート程度)
- 2. 補助あり料金(中小企業等料金):1 小間 44 万 5 千円※1 小間≒9 ㎡

有望品目

有望品目とは、本見本市でバイヤーからの引き合いが特に期待されるものです。有望品目以外も 出品は可能ですが、有望品目を出品する企業は選考の際に加点されます。なお、<u>有望品目に限らず</u> 出品物は、制度上、米国へ輸出・販売可能なものに限りますので、予めご承知おきください。

- ・オーガニック食品
- ・グルテンフリー食品
- ・ビーガン向け食品
- ・非遺伝子組換え食品
- ・調味料/ドレッシング類
- ・菓子/スナック/スイーツ類
- ・麺類
- ・お茶
- ・ゆず製品
- ・わさび製品

出品の要件

1. 出品物が米国で<u>販売可能</u>な日本産農林水産物・食品又は日本産原料を使用して海外で生産された農林水産物・食品であること。

応募者が米国所在の企業の場合:お申し込み時点で、主催者 Specialty Food Association(SFA)の会員であり、Summer Fancy Food Show への出展を承認されている Tire 2 メンバーであること。SFA 非会員は本件のお申し込みは不可。

出品不可:アルコール商品、サプリメント、カンナビジオール(CBD)/テトラヒドロカンナビノール(THC)を含む商品

- ※ 米国域外をターゲットとする場合は、米国に加えてターゲット国で販売可能な上記 条件を満たす製品であること。
 - ①ジェトロウェブサイト「日本からの輸出に関する制度) https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/
 - ②海外の食品規則チェックサイト OMARS

https://export-regulations.maff.go.jp/

【輸出に関する規制関連のお問い合わせ】

農林水産物・食品輸出相談窓口

TEL: 03-3582-5646 <受付時間>平日 9 時 ~ 12 時/13 時 ~ 17 時 (祝祭日・年末年始を除く) 最寄りのジェトロでもご相談を受け付けています。 (国内事務所一覧)

http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/

- 2. 出品目的が商談による取引先の発掘・継続取引であること。プロモーションや調査が主目的ではないこと。
- 3. 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
- 4. 当該事業の期間中、担当者がバイヤーと数量・金額・納品方法等の交渉、その他の取引条件の提示等といった具体的な商談を行い、その成果をジェトロに報告すること。
- 5. 事業参加後も海外からの引き合いに対応可能な担当者がいること。
- 6. 英語で商談用資料(企業情報、商品情報、商品価格表)を既に揃えており、ジェトロが求めた際には速やかに提出すること。まだ商談用資料が揃っていない場合には、本見本市開始までに揃え、ジェトロが求めた際には速やかに提出すること。
- 7. ジェトロが求める各種データベースへの情報の登録、成果把握の為に行うアンケート等に 協力すること。
- 8. 日本・米国間の渡航規制に関わらず、準備日および会期の全日程で会場の自社ブースに常駐すること。
- 9. 出品案内書の内容、申し込みフォームの内容、条件に同意していること。
 - ※ 1.~9. に該当する者であっても、過去にジェトロに損害を与えたことがあると 判明した場合、意見が異なるなどにより見本市の実施に支障をきたすこととなると ジェトロが判断した場合、その他ジェトロが適当でないと認めた場合、出品者の資格を 有しないものとします。

申し込み・出品の流れ

<STEP1>

企業情報登録(締切:12月8日(月)23:59 締切厳守)

下記フォームより、企業情報のご登録をお願いします。

重要:単独、代表、孫といった出品形態に関係なく、出品を希望されるすべての事業者様が 登録する必要あります。<STEP1>に登録されていない場合は、エントリー対象外に なりますのでご留意願います。

▼企業情報登録フォーム

https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0077807F

<STEP2>

Japan Street への商品登録 (締切:12月15日 (月) 23:59 締切厳守)

<STEP1>登録完了企業様へ、<STEP2~STEP4>のご案内をします。

※ Japan Street とは、ジェトロの招待バイヤーのみが閲覧可能なオンラインカタログサイトです。

https://www.jetro.go.jp/services/japan street.html

- ※ 出品商品のない代表事業者については、Japan Street へのご登録は必須ではありません。
- ※ 代表出品者で<STEP1>で「商品登録なし」を選択した場合は Japan Street に商品登録ができません。本見本市用に商品登録を希望するのに「商品登録なし」を選択してしまった場合はお知らせください。

A) Japan Street にご登録済みの方:

<STEP1>登録完了後の自動応答メールにて、Japan Street サプライヤーマイページのログイン URL をお送りします。

●修正がある場合:

マイページ内より修正または削除のご連絡をお願いします。

※ご修正依頼のデータへの反映には2営業日ほどお時間をいただく場合があります。

●修正が無い場合:

<STEP2>は完了です(相違が無い旨のご連絡は不要です)。

B) Japan Street に今回初めてご登録される方:

<STEP1>登録完了後3営業日以内にJapan Street 事務局にて貴社用のマイページを 作成の上、ご連絡します。

マイページから、出品を希望される貴社商品をご登録ください。登録依頼のデータへの 反映には 2 営業日ほどお時間をいただく場合があります。

<STEP3>

ジャパンパビリオン申し込みフォーム登録 (締切:12月22日(月)23:59 締切厳守)

ジャパンパビリオン申し込みフォームは、<STEP1>登録後、メールにてご連絡します。

<STEP2>で Japan Street に出品商品をご登録いただき、マイページから商品コードが発行 されたことをご確認いただいたのち、お申し込みください。 ※Japan Street のマイページから商品を登録後、商品コードの発行および商品の反映に 2 営業日 ほどお時間をいただく場合があります。

【重要】

- ※ ジャパンパビリオン申し込みフォームは全社登録必須です(出品商品のない代表の 事業者様も必ずご登録ください)。
- ※ ジャパンパビリオン申し込みフォーム登録で登録された商品を対象に審査を行います。 審査のための商品内容確認は、Japan Street 上の情報を基に行いますので、Japan Street には必ず最新の情報をご記入ください。
- ※ ジャパンパビリオン申し込みフォームでの登録商品のほかに、出展申込者が Japan Street に登録されている商品で、本見本市およびジャパンパビリオンの出品条件に合致 するものであれば基本的に展示は可能です。会期までに Japan Street に商品情報を ご登録いただき、事務局まで追加出展商品名をご連絡ください。なお、出品条件に合わ ない商品の場合は、同商品の展示をご遠慮いただく場合がありますので、予めご了承 ください。

<STEP4>

出品申込書・承諾書の郵送 (締切:12月22日(月)必着)

出品申込書・承諾書(<u>単独・代表のみ必要</u>)にご記入の上、代表印を押印した 2 部をご郵送ください。出品申込書・承諾書はウェブサイト上や<STEP1>登録完了後の自動応答メールに添付しているほか、<STEP3>登録完了後の自動応答メールにも添付します。

(郵送先) **※12 月 22 日** (月) 必着

 $\pm 107-6006$

東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

ジェトロ 農林水産食品部 事業推進課

「Summer Fancy Food Show 2026」ジャパンパビリオン

担当: 松岡·二神

選考および結果通知(2026年2月上旬(予定))

出品申込内容等を基に、出品いただく事業者を選考します。選考結果は、上記「ジャパンパビリオン申し込みフォーム」で登録されたメールアドレス宛にお知らせします。なお、**選考結果通知後に出品者の自己都合で出品をキャンセルされた場合、その後2年間、ジェトロ農林水産食品部の事業選考で不利になることがあります。予めご承知おきください**。

出品料のお振込み (振込期限: 2026年3月25日 (水) (予定))

請求書に記載された支払期日までに、出品料のお振込みが確認できた時点で、ジャパンパビリオンへの出品が確定となります。 支払期日までに出品料のお振込みが確認できない場合は、出品申し込みを辞退されたものとみなしますので、ご注意ください。

- ※ 出品申込者名と異なる名義での請求書発行が必要な場合は、予めお申し込み時にご連絡 ください。
- ※ 請求書の発送は、2月中旬頃を予定しております。

出品者説明会の実施(2026年4月中旬(予定))

出品にあたっての留意点等について、オンラインで説明会を開催します。

会期当日(2026年6月28日(日)~30日(火)、準備日:6月27日(土))

会期中のアンケート(2種類)にご協力いただきます。

会期後

ジェトロによるフォローアップアンケートにご回答ください。

出品形態について

出品の形態には、企業・団体の単位で出品する「単独出品」のほか、自治体・業界団体(=代表出品者)が関係企業をとりまとめて出品する「代表出品」、代表出品者の傘下で企業・団体(=孫出品者)が出品する「孫出品」の3つの形態があります。

代表出品者の要件

代表出品者は、上記の「出品の要件」に加えて下記の要件も満たす必要があります。なお、1 小間に対して孫出品者は 2 社まで、原則として<u>最大でも 2 小間・4 社まで</u>とし、出品お申し込み時に出品予定の企業・出品物および小間数等が全て決定していることが必要です。なおジャパンパビリオンとして全体の募集枠数を上回る応募があった場合には、小間数の調整をさせていただくことがあります。

- ※ 本出品形態については、孫出品者がジェトロ・メンバーズであっても、割引料金は適用されませんので、予めご了承ください。
- 1. 責任をもって孫出品者への事務連絡を行うこと。

- 2. 本事業に関して発生した孫出品者の損害および不利益について責任を負うこと。
- 3. 本事業に関して孫出品者と第三者との間で紛争等が生じた際には、代表出品者と孫出品者の 責任と費用負担においてこれを解決すること。
- 4. 全ての孫出品者が上記の「出品の要件」を満たしていることを保証すること。
- 5. 出品案内書の内容を予め孫出品者に周知し、その了解を得ていること。
- 6. 選考の結果、孫出品者が出品できない可能性があることについて了解していること。
- 7. 本事業に関して、孫出品者に対し営利活動(出品料の徴取、提供するサービスに関する実費を超える費用の請求等)を行わないこと。

出品者選考について

出品申込時に登録された「企業・商品情報」をもとに、以下の審査項目に則してジェトロにて 出品者を選考します(選考の詳細は回答致しかねます)。なお、政府からの要請により、米国関税 措置の影響を受けている企業については選考時に加点評価いたします。

- 1. 出品物・出品者の要件
- 2. 出品物が当該見本市で定める輸出有望商品に合致するか
- 3. 受容性・販路開拓可能性(出品物の品質、価格、物流面での要件等が現地で受け入れられるものか)
- 4. 出品物の認証取得および知的財産保護への対応状況
- 5. 応募者の新規性(輸出の裾野拡大に繋がるような、新たに輸出に取り組もうとする企業か)
- 6. 応募者の輸出に取り組む姿勢(戦略・目標、出品に向けた取り組み)
- 7. 応募者の商流
- 8. 応募者の認証取得状況
- 9. 前年度の参加事業における成約実績
- 10. 日本で登記している事業者か
- 11. 個別支援等の取り組み(ジェトロやその他機関の事業・制度を積極的に活用して輸出に取り組んでいるか)
- 12. 過去のルールの遵守状況、自己都合によるキャンセル状況
- 13. 過去の出展実績から見たジャパンパビリオンでの出展支援の必要性

出品料について

- 1. 出品料は、中小企業を対象にスペース使用料の 1/2 以上を受益者負担として設定しています。
- 2. 「中小企業・業界団体等以外(大企業など)」および「海外に所在する企業」は全額負担となります。

「中小企業の定義]

中小企業とは、「中小企業基本法」の定義に基づきます。以下表のうち、資本金基準・従業員 基準のいずれかを充たす法人を中小企業とします。中小企業を対象とした料金にてお申し込み いただけるのは、以下の事業者等に限ります。

- (1)今回の見本市(ジェトロ主催ジャパンパビリオン)への出品が4回未満である、同法に 定める中小企業*
- (2)同法に定める中小企業を取りまとめる業界団体等。ただし、その構成員である孫出品者の 2/3 以上が今回の見本市(ジェトロ主催ジャパンパビリオン)への出品が 4 回未満で ある中小企業 であること。
- (3)構成員である孫出品者の 2/3 以上が同法に定める中小企業である品目団体 (※1)
- (4)以下の3点を承諾頂ける中小企業
 - (1)今回の見本市に出品した商品(品目)にかかる輸出額推移のジェトロへの報告
 - ②今回の出品で成約したバイヤーのジェトロへの紹介(ジェトロの求めに応じて)
 - ③リピーター企業としての企業名公開、見本市活用事例への掲載等(ジェトロの求めに 応じて)

ただし、上記の条件に該当する企業・業界団体等であっても、国費を財源とした他の補助金等(※2)をスペース料に充当して出品する場合にあっては、全額をご負担いただきます。なお、出品回数は、2017 年度からジェトロにてカウントします。ただし、過去に設けていたニューチャレンジャー枠での参加は回数にカウントしません。出品回数は(代表出品、孫出品に関わらず)出品物を持つ事業者である場合にカウントします。

- ※1:輸出拡大実行戦略に掲げる輸出重点品目の品目団体(生産から販売まで輸出に 関する業界の関係者を広く含み、オールジャパンで輸出拡大に取り組む全国団体)
- ※2:他の補助金の例としては「輸出に取り組む事業者向け対策事業(農林水産省)」、「JAPAN ブランド育成支援等事業(経済産業省)」など。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準	従業員基準
	資本金の額または出資の総額	常時雇用する従業員の数**
製造業、建設業、輸送業	3 億円以下	300 人以下
その他の業種(下記以外)		
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業 (情報サービス業を含む)	5 千万円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下

- * 法人格のない個人事業者も含みます。
- **「常時雇用する従業員の数」には、事業主、役員、臨時従業員を含みません。

出品料に含まれるもの

出品料に含まれる経費は、主に下記のとおりです。詳細は「海外見本市出品要綱」をご覧ください。なお、「海外見本市出品要綱」の記載にかかわらず、見本市主催者やジェトロの決定によって一部サービスが提供されない場合や、出品者が一部サービスの提供を辞退した場合でも、出品料は変わりません。

- 1. 出品スペース
- 2. 統一デザインによる設営・装飾(基礎設置備品/1 小間あたり(予定))
 - 社名表示板(1)(※1)
 - ・鍵付き展示台(1)
 - ・商談テーブルセット (テーブル 1、椅子 2)
 - ·電源(500W)(1)
 - ・ゴミ箱(1)(ビニール袋含む)
- 3. 共通設備等維持管理(一定量の電気代およびその工事費含む)
- 4. 出品者バッジの提供(※2)
- 5. 来場者向けジャパンパビリオン広報資料作成
- 6. バイヤー向けジャパンパビリオン案内の作成・発信
- 7. 情報提供(現地の日本食市場や見本市の効果的な活用法等についての情報を提供します)
 - ※1 社名板やジャパンパビリオン広報資料等の各社の記載は、企業・団体・組織名のみとし、

商品・ブランド名、キャッチフレーズ等は記載できません。

※2 主催者の規程により、出品者バッジの発行枚数が制限される場合があります。

費用負担について

出品者の負担:

- 1. 旅費
- 2. 輸送に要する経費
 - -輸送梱包および展示会場までの通関・輸送費
 - --見本市終了後、出品物の処理(還送、転送等)に係る通関・輸送経費(※3)
 - -出品物に係る輸入税、通関費用、その他公租公課、輸送保険料
- 3. 共通で各ブースに用意する備品以外に出品者が独自に必要とする設備・備品等の設置・ 借上、撤去等に要する費用
 - ※ 但し、統一デザインなどジャパンパビリオンとして運営に支障をきたすものはお断りする ことがあります。詳細は後日ご案内する「装飾マニュアル」に沿ってご説明します。
- 4. 出品物の試食・試飲に係る費用(消耗品含む)
 - ※ 但し、主催者の定める調理法に限定されます。
 詳細は後日ご案内する「出品者マニュアル」に沿ってご説明します。
- 5. 出品物および自社ブースに持ち込む出品者所有物に係る本見本市参加期間中の盗難保険料
- 6. 海外旅行保険および賠償責任保険
 - ※ 賠償責任保険については、主催者が求める要件を満たす保険に加入すること。 (参考:前回の主催者指定保険会社から保険を購入した場合\$124~)
- 7. その他上記の「出品料に含まれるもの」に定める以外の全ての経費
 - ※3 ジェトロは特定の輸送・通関業者を指定いたしません。出品物の輸送、通関等が 確実に行われるよう、各出品者がご自身の責任で手配願います。見本市終了後の出品物は、 自己責任にて廃棄、もしくは還送をお願いします。
 - ▼【ジェトロ農林水産物・食品 輸出協力企業リスト】 https://www.jetro.go.jp/industry/foods/trading_company_list.html
 - ※ジェトロが一定基準を設け公募によって収集した、農林水産物・食品の輸出を

行う各種輸出協力企業のリストです。

- ※本リストは、あくまで情報を整理し、事業者に情報提供する場をジェトロが設ける ものです。
- ※当該目的外の利用は固くお断りします。本リストをきっかけとする商談・取引は、 各企業の判断と責任の下に行っていただきます。企業に損害等が生じた場合、 ジェトロは責任を一切負わないものとします。

ジェトロ・メンバーズ(JM)割引料金

- 1. JM には、最大 10%の割引があります (年間の割引額は 7万円まで)。
- 2. 割引を受けるには、出品申し込みをした際の名義と JM に登録されている名義が一致している必要があります。
- 3. キャンセル料に JM 割引は利用できません。JM 割引を利用したにも関わらず、出品を キャンセルした場合には、キャンセル時期によっては追加の支払いが発生する可能性が あります。

東京都「金融機関と連携した『東京都海外展開支援』」

東京都は、金融機関と連携した海外展開支援制度(以下「東京都海外展開支援」)を設けています。 以下3つの条件を全て満たす場合、ジェトロの有償サービスを最大100万円まで無償で提供 します。

■条件:

- 1. 東京都内に事業所(個人事業者は事業所又は住居)を有すること
- 2. 東京信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業者であること
- 3.「東京都中小企業制度融資」の申込予定者であること(申込検討者も含む)

■詳細 :

▽東京都産業労働局 HP

https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/kaigaitenkai/

▽ジェトロ HP

https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/tokyo/support.html

※ジェトロ・メンバーズ割引および他の出品補助制度との併用はできません。

※キャンセル料に対して本制度を適用することはできません。

※本支援は、R8年度の実施が正式に決定した場合にご利用いただけます。 (実施されない可能性もありますので、予めご了承ください)

■申込方法:

本展示会にて東京都海外展開支援を利用するには、出品申込とは別途申請が必要です。 締切日までに指定の申込書を取引先金融機関を通じてジェトロ東京へご提出ください。

▽東京都海外展開支援申込書(様式)】

https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/yoshiki1-3

- ※「海外展開支援申込書」の確認・審査には最大1か月程度かかる場合があります。 金融機関にお早めにご相談のうえ、「海外展開支援申込書」をご準備ください。
- ■申込締切日: 「Summer Fancy Food Show 2026」出品申込締切と同日
- ■本支援に関するお問い合わせ先:

ジェトロ東京貿易情報センター (Tel: 03-3582-4953 / E-mail: knt-tokyo@jetro.go.jp)

キャンセル規定

出品確定後、自己都合で出品をキャンセルされる場合は、捺印のある書面にてジェトロにお知らせ下さい。出品確定前に申し込みを取消される場合は、メールまたは書面にてジェトロまでご連絡ください。※キャンセル受付日により、下表の通りキャンセル料が発生します。

キャンセル受付日	キャンセル料
お申し込み日~2026年3月25日(水)	なし
2026年3月26日(木)以降または連絡なしの不参加	出品料の 100%

- ◆ キャンセル料にジェトロ・メンバーズおよび各種助成金等は適用できません。
- 戦争、政情不安、天災、感染症への罹患、その他出品者の責任に帰することのできない 事由によりキャンセルする場合は、ジェトロに文書で通知し、その承諾を得ることにより、 キャンセル料のお支払いなく出品を中止できる場合がありますので、ご相談ください。
- 選考結果通知後に出品者の自己都合で出品をキャンセルされた場合は、その後 2 年間、 ジェトロ農林水産食品部の事業選考で不利になることがあります。予めご承知おきくだ さい。

留意事項

- 1. 本案内に定めのない事項は、ジェトロがその対応を決定します。政府の方針等により内容が 変更される可能性がある旨、ご了承ください。
- 2. ご提出いただいた情報は、本事業運営のために利用するとともに、ジェトロ内のデータベースに登録し、関連事業、ジェトロおよび JFOODO からの連絡のために利用します。データベースに登録した情報のうち、社名、ホームページアドレス、商品名、商品写真、商品分類、商品用途および国内小売価格をバイヤーに提示し、ジェトロが日本商品を所望するバイヤーに紹介するために利用します。また、本事業に関するプレスリリース、ジェトロホームページ等において、企業情報や出品物の情報等を公開する場合がございます。予めご了承ください。
- 3. 本見本市会期中およびその前後において、商談相手又はジェトロから提供された情報および 資料は、お客様限りで使用するものとし、当該情報等を第三者に提供してはいけません。 ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。
- 4. 本事業に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部 (以下「本コンテンツ」といいます。)に関する著作権は、ジェトロ、その他の著作権者(以下 「著作権者」といいます。)に帰属します。
- 5. 著作権者の書面又は電磁的方法による承諾を得ずに、本コンテンツの複製(録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限られません。以下同じ。)、上映、公衆送信(送信可能化を含みますがこれに限られません。以下同じ。)、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等をしてはいけません。万一、これに違反した場合には、直ちにサービスの全部又は一部の提供を中止させていただきます。
- 6. 本コンテンツを、ジェトロの承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、商談相手等のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあります。
- 7. 本案内の記載に反する行為があった場合や、お申し込みフォームに虚偽の記載をした場合は、 お申し込みを無効とし出品をお断りすることがあります。また、今後ジェトロが実施する 事業の選考において不利となることがあります。
- 8. お申し込みフォームの記載内容に変更がある場合、ジェトロにお知らせください。なお、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によっては変更に応じられないことがあります。
- 9. 出品募集締め切り後であっても、現地規制の変更によって出品ができなくなることがあります。
- 10. 相応の理由なしに出品をキャンセルされた場合や、アンケート等へご協力いただけない場合

には、今後ジェトロが実施する事業の選考において不利となることがあります。

- 11. 会場全体の基本構成、出品位置等はジェトロが決定します。ご希望に沿えないことがありますので、ご了承ください。
- 12. 出品する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません(出品申込時に登録されていない第三者の企業・商品は出品出来ません。また、会期中に同事案が発覚した場合は、当該企業・商品の出品を中止いただくほか、当該の出品者と当該第三者は、今後、ジェトロの見本市事業等での選考で不利になり得ますので、予めご留意ください)。
- 13. 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのあるものの出品については、出品者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。
- 14. 商品サンプルは法令に照らして適法に輸送してください。違反した場合は、今回又は今後の 出品をお断りすることがあります。
- 15. ジェトロは、本事業の成果(お客様に関する成果を含みます。)又は本コンテンツの全部若しくは 一部を、その裁量により公表する場合があります。お客様は、これを承諾し、これに関して何らの 人格権も行使しないものとします。
- 16. 見本市主催者の指定業者を装う者から出品者に対して、広告や宿泊手配等の勧誘が報告されています。詐欺的商法の可能性があるため、十分ご注意ください。ジェトロから公認を受けていると語る者、元ジェトロ職員であったことを名乗る者、企業の名刺にジェトロのロゴを掲載している者からの勧誘にもご留意ください。また、このような勧誘を受けた場合には、ジェトロにご報告ください。
- 17. 本見本市会場での即売は禁止です。
- 18. 本事業の運営および参加についての法律関係および派生する権利義務は、日本国の法律に 準拠します。
- 19. 本事業の運営および参加についての法律関係および派生する権利義務については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

免責規程

- 1. 商談相手又はジェトロより提供される情報については、ジェトロが正確性、完全性、目的 適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の 判断、責任において行ってください。本事業での提供情報に関連して、お客様が不利益等を 被る事態が生じたとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- 2. ジェトロは、以下の各号に該当する場合、本イベントの提供日時、内容を変更し、本イベント サービスの全部又は一部の提供を予告なく中止し、又は、お客様の参加を中止させることが あります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、

ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。

- (ア) 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力 事由が生じたとき
- (イ) 利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき
- (ウ) 前号のほか、お客様がジェトロの指示、条件又はジェトロとの合意事項に違反したとき
- (エ) お客様の PC 等の端末環境、インターネット回線およびアプリケーションの状況に セキュリティ等のリスクが存在するとき
- (オ) お客様が、反社会的勢力に実質的に関与していることが判明した場合
- (カ) お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが、著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき
- (キ)前各号に定める他、ジェトロが相当と判断したとき
- 3. 本見本市会期中およびその前後に、傷病、事故、盗難、破損等が発生したとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。

感染症拡大に関連した特記事項

本見本市の開催地である米国は、現時点で感染症の発生が抑えられている状況であり、経済活動やイベント開催が再開されています。引き続き、現在の状況が継続・改善がなされ、事業参加者の健康・安全の確保について確認がとれた状況下での見本市参加を前提としています。今回のお申し込みに際しては、特に以下内容につき、ご確認・ご了承の上でお申し込みいただきますようお願いします。

- 1. 現地情勢等の諸般の事情に鑑み、主催者や(主催者が中止の判断をしない場合でも、 上記前提をベースとした)ジェトロの判断により中止や延期となる場合がありますので、 予めご承知おきください。
- 2. 出品適格な企業からの応募が一定数に満たない場合は、本事業を中止しジャパン パビリオンの設置そのものを取り止める可能性があります。
- 3. 本見本市が中止又は延期となった場合においても、本見本市への参加のために、 出品者が支出した費用や本見本市の中止又は延期に起因、関連する一切の損害 (航空券代等のキャンセル料を含みますが、これに限られません)については、 ジェトロはこれを負担しません。ジェトロが出品者から受領した出品料に限り、 ジェトロの判断により返金する場合があります。
- 4. 出品者は本見本市において感染症の予防対策を徹底し、かつ感染症の疑いのある者、またはこれらの者との濃厚接触者は本見本市に参加させないでください。万一、

感染症の疑いのある者、またはこれらの者との濃厚接触者が本見本市に参加した ことが判明した場合には、直ちにジェトロに報告し、その指示に従っていただきます。 これらの対策に当たっては、開催地政府および主催者の定める法令・規則・ルール等も 遵守してください。

5. 本案内書記載の内容は、現地情勢等の諸般の事情の変化により、変更になる場合があります。

お問い合わせ

ジェトロ 農林水産食品部 事業推進課(担当:松岡・二神)

E-mail: afb-sffs@jetro.go.jp

T E L: 03-3582-5546